

青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者

「資格審査申請の手引き」

(令和6年度版)

青森県が発注する治山事業等における森林整備作業の指名競争入札に参加を希望される方は、事前に資格審査申請が必要となります。

- 1 青森県が発注する治山事業等における森林整備作業に関して、指名競争入札に参加する方に必要な資格の審査を行いますので、参加を希望される方は、「資格審査申請の手引き」に従って書類を作成し、申請受付期間内に提出してください。
- 2 審査の結果、有資格者として認められた方は、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格者名簿に登載され、青森県が発注する治山事業等における森林整備作業の指名業者として入札に参加することができます。

青森県農林水産部林政課

青森県が発注する治山事業等における森林整備作業の指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加を希望する方は、下記により青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を申請受付期間内に提出してください。

記

1 指名競争入札の対象事業と内容

対象となる事業は、治山事業、県営林整備事業、森林病虫害等防除事業となっており、この資格における森林整備作業とは、請負契約を指名競争入札により締結する場合で、具体的には次に掲げるものがあります。

(1) 治山事業

ア 保安林整備事業（保安林総合改良）

林床植生の消滅及び森林の過密化により、林況が著しく悪化し、保安林の指定目的が果しえられない箇所に柵工、排水工などの簡易施設を組み合わせて植栽を行い林況を復旧する。また、過密林分等により水土保持機能が低下した保安林において、本数調整伐等の実施により複層林化へ誘導・造成を行う。

イ 保安林整備事業（保育）

治山事業施行地の森林、水源地域の機能が低位な保安林等を対象として、その健全な生長を促進させるため8齢級（防災林造成事業施行地にあつては9齢級以下）までの林分において下刈、雪起し、除伐、本数調整伐、受光伐、つる切り、枝落し、部分補植等を行う。

ウ 流域保全総合治山事業

流域全体の水源かん養機能や土砂流出防止機能等の低下した荒廃森林等を対象として、筋工・柵工等の簡易な施設を組合せた保安林整備（本数調整伐、枝落し、下層木植栽等）を行う。（土木工事と一体に県営建設工事で発注される森林整備は除く。）

エ 防災林造成事業

風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等により機能が失われた森林等から土砂の流出、防風の影響等を防止するため、柵工等の簡易な施設を組合せた植栽工等を行う。（土木工事と一体に県営建設工事で発注される森林整備は除く。）

オ 復旧治山事業等

荒廃山地の復旧及び崩壊等の未然防止を図るため、本数調整伐、植栽工等を行う。(土木工事と一体に県営建設工事で発注される森林整備は除く。)

(2) 県営林整備事業

県営林地内で行う造林(地拵え、植付け)、保育(下刈、施肥、つる切り、雪起し、除伐、保育間伐、枝打)事業

(3) 森林病虫害等防除事業

森林病虫害の繁殖源となる枯死木、衰弱木の伐倒、枯れ枝の除去、伐倒木の焼却・くん蒸と林内の環境改善のためのつる切り、下層植生の整理、広葉樹の植栽等を行う事業

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格を得るためには、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会又は林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の規定により知事から認定を受けた者であること。

(2) 次のいずれかの者を **2名以上雇用**している者であること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(森林部門に係るものに限る。)

イ 一般社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士

ウ 森林法(昭和26年法律第249号)第187条第3項の規定に基づき、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第89条に掲げる区分ごとに行われる林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)附則第3条第1項若しくは第2項に規定する者

エ 青森県林業労働力確保支援センターが認定した青森県基幹林業作業士である者

オ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成8年農林水産省令第25号)第1条第1項に規定する研修修了者名簿へ登録された者

カ 森林施業プランナー認定要領第3の認定要件を満たしている者

- (3) 専ら森林の整備に従事する林業作業職員として、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号の業務に関する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の特別の教育又は刈払機取扱作業に係る同条第1項の教育を受けた者を6月以上にわたり5名以上雇用していること。
- (4) 国税及び県税、市町村税を滞納していないこと。
- (5) 申請書及びその添付書類の記載内容が事実と反していないこと。

3 指名競争入札に参加することができない方

次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しない者

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

4 申請書の受付期間

申請書の受付は、次の期間内に別記受付窓口まで郵送又は持参してください。

- (1) 受付期間 令和7年2月3日（月）～2月28日（金）まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

※1 申請書を持参する方は、土曜日、日曜日、祝日は受付できません。

※2 郵送の場合は、令和7年2月28日の消印有効とします。

5 提出書類

- (1) 申請書 様式第1号(その1) ※申請書の押印不要
- (2) 誓約書 様式第1号(その2) ※誓約書の押印不要
- (3) 専門技術者及び林業作業職員に係る資格関係調書 様式第1号(その3)
- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し(有効期限が平成35年(令和5年)4月1日以降の計画認定証の写し)
- (5) 雇用している林業作業職員に係る林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度のいずれかの加入を証明する書類【契約者証及び共済手帳】の写し
- (6) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度1年分)
 - ア 法人の場合は法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税(申請書の所在地を管轄する税務署で発行した法人税及び消費税及び地方消費税、県で発行した法人事業税及び法人県民税、市町村で発行した法人市町村民税)
 - イ 個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税、法人事業税
- (7) 決算関係証明書類(審査する直前の事業年度)
 - ア 法人の場合は貸借対照表、損益計算書に関する書類の写し
 - イ 個人の場合は所得税の確定申告書の写し
- (8) 審査結果通知書の送付用として、申請者の郵便番号、あて先、商号・名称を明記した返信用封筒1通(定形封筒に110円の郵便切手を貼付したもの)

6 提出部数 1 部

7 提出窓口【問い合わせ先】

(住所) 〒030-8570

青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部 林政課 治山・林道グループ 宛て(県庁北棟4階)

(電話) 直通 017-734-9524 (FAX) 017-734-8145

メール yoshinori_kawamura@pref.aomori.lg.jp

8 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知するとともに、適格と認められた場合は「青森県森林整備作業指名競争入札参加資格者名簿」に有資格者として登載されます。

9 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、結果通知で指定する日から2年間とします。

10 入札参加資格者名簿登録後の注意事項

- (1) 申請書の記載事項について、次に掲げる事項に変更があったとき、業務を廃止したとき、又は休業したときは、速やかにその旨を届け出てください。
- ア 商号又は名称
 - イ 代表者の氏名
 - ウ 住所又は所在地
 - エ その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項
- (2) 上記2に定める競争入札参加資格を満たせなくなった場合は、有資格者名簿の登載が取り消されます。

【申請書記載上の注意】

申請書を作成する場合は、この「資格審査申請の手引き」を熟読のうえ、記入誤りや記入漏れ等のないよう注意してください。

なお、申請書作成等についてご不明な点がある場合には、上記7「提出窓口」に記載された問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

申請書記載例（令和6年版）

- 1 青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書・・・様式第1号（その1）
- 2 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第1号（その2）
- 3 専門技術者及び林業作業職員に係る資格関係調書・・・・・・様式第1号（その3）

青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書

令和7年2月〇〇日

青森県知事殿

(申請者) 住所又は所在地 青森市長島一丁目1番1号(ふりがな) あもりけんしんりんくみあい商号又は名称 青森県森林組合(ふりがな) あもり たろう代表者職・氏名 代表理事組合長 青森 太郎

※押印不要

青森県が発注する治山事業等における森林整備作業の指名競争入札に参加する資格を得たいので、関係書類を添えて指名競争入札参加資格の審査を申請します。

記

1 申請区分 新規・継続 (登録番号: R5-〇〇〇)

(注) 申請区分について

「継続」とは、令和7年3月31日まで資格者名簿に登録されている有資格者の場合です。※登録番号は現資格者名簿より転記
「新規」とは、「継続」以外の申請者の場合です。※新規の場合は登録番号空欄

2 営業組織 (該当するものを○で囲んでください。)

個人事業主・株式会社・その他会社・森林組合・協同組合・その他 ()

- (1) 郵便番号 030-8570
- (2) 電話番号 017-734-9524
- (3) ファクシミリ番号 017-734-8145
- (4) 電子メールアドレス aomori tarou@pref.aomori.lg.jp
- (5) 設立年月日 明・大・昭・平・令 10年 4月 1日 設立
- (6) 営業年数 17 年
- (7) 資本金(出資金) 10,000 千円

3 誓約書 (様式第1号(その2)のとおり)

4 添付書類

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けたことを証する書類(写) (別紙のとおり)
- (2) 専門技術者及び林業作業職員に係る資格関係調書
専門技術者 2 名・林業作業職員 5 名 (様式第1号(その3)のとおり)
- (3) 林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度のいずれかの加入を証明する書類(写) (別紙のとおり)
- (4) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度1年分) (別紙のとおり)
- (5) 決算書関係証明書 (別紙のとおり)

5 確認事項（該当する方を○で囲んでください。）

個人住民税の特別徴収について

- ア 行っている
 イ 行っていない

※1 個人住民税の特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が従業員（給与所得者）へ毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって納入していただく制度です。

※2 確認事項は、任意の調査であり御協力をお願いします。

令和7年2月〇〇日

青 森 県 知 事 殿

（誓約者）住所又は所在地 青森市長島一丁目1番1号
商号又は名称 青森県森林組合
代表者職・氏名 代表理事組合長 青森 太郎

※押印不要

誓 約 書

私は、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請をするにあたり、一切の虚偽の申請がないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後に申請内容に変更が生じた場合は、所定の手続きを行うことも誓約します。

なお、これに違反したときは、入札参加資格を取り消されても異議はありません。

専門技術者及び林業作業職員に係る資格関係調書

1 専門技術者（2名以上）・・雇用している者全てを記載すること

氏名	資格及び登録（認定）番号	取得年度	監理実務経験年数
〇〇 〇〇	青森県基幹林業作業士	H12	15年
△△ △△	林業改良指導員	H16	11年

- (注) 1 専門技術者とは、青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要領第2条第1項第2号に掲げる資格を有した者をいう。（様式第1号その3（別紙1）を参照）
- 2 複数の資格を有している者は、いずれかひとつについて記載すること。
- 3 各種資格の登録証等（写）を添付すること。（注）「林業技士登録証」には登録有効期限が記載されています。令和7年3月31日までの有効期限は更新手続が必要です。
- 4 監理実務経験年数とは、公的機関と契約した森林整備作業における指導監督の経験年数を記載すること。

2 林業作業職員（5名以上）・・雇用している者全てを記載すること

氏名	資格及び登録（認定）番号	取得年度	現場実務経験年数
	チェーンソー 〇〇〇〇	H12	15年
〇〇 □□	刈 払 機 〇〇〇〇	H12	15年
☆☆ ☆☆	チェーンソー 〇〇〇〇 刈 払 機 〇〇〇〇	H12 H16	15年 11年
〇〇 □□	チェーンソー 刈 払 機 〇〇〇〇	H15	12年
☆☆ 〇〇	チェーンソー 〇〇〇〇 刈 払 機	H12	15年
□□ ☆☆	チェーンソー 刈 払 機 〇〇〇〇	H14	13年

- (注) 1 林業作業職員とは、青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要領第2条第1項第3号に掲げる資格を有した者をいう。（様式第1号その3（別紙1）を参照）

- 2 資格については、チェーンソー及び刈払機の登録（認定）番号を記載すること。
- 3 各種資格の登録証等（写）を添付すること。
- 4 現場実務経験年数とは、森林整備作業における現場作業の経験年数を記載すること。

様式第 1 号（その 3・別紙 1）

1 専門技術者とは

区 分	資格の内容
技術士	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（森林部門に係るものに限る。）
林業技士	一般社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士
林業普及指導員 「林業一般」 「地域森林総合監理」 林業専門技術員 林業改良指導員	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条第 3 項の規定に基づき、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 89 条に掲げる区分の林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 20 号）附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する者
青森県基幹林業作業士	青森県林業労働力確保支援センターが認定した者
フォレストマネージャー （総括現場管理責任者） フォレストリーダー （現場管理責任者） フォレストワーカー （林業作業士）	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成 8 年農林水産省令第 25 号）第 1 条第 1 項に規定する研修修了者名簿へ登録された者
森林施業プランナー	森林施業プランナー認定要領第 3 の認定要件を満たしている者

※「地域森林総合監理」合格者は、森林総合監理士（フォレスタ）として登録される。

2 林業作業職員とは

区分	資格の内容
チェーンソー取扱業務	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項に基づく安全衛生教育のうち、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条第 8 号及び第 8 号の 2 に掲げる特別教育を修了した者
刈払機取扱作業員	刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育実施要領（平成 12 年制定）に基づく安全衛生教育を修了した者